

藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について
藤沢市立学校教職員服務規程を次のように一部を改正する。

2022年（令和4年）3月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部を改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2022年（令和4年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日施行されたにことに伴い、「藤沢市立学校教職員服務規程」第3条（新任職員の身元保証書の提出）を削除することによる。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程

藤沢市立学校教職員服務規程（平成26年藤沢市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次条」を削り、「第6条」を「第5条」に改める。

第3条を削り、第4条から第29条までを1ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表

○藤沢市立学校教職員服務規程（平成26年藤沢市教育委員会訓令甲第2号）

改正（案）	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条 職員（任用期間の定めのある職員を除く。以下この条，第5条において同じ。）は，藤沢市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年藤沢市条例第13号）に基づく服務の宣誓を，人事異動通知書の交付を受けた後，藤沢市教育委員会教育長の面前で行うものとする。</p> <p>第3条 削除</p> <p>第3条～第28条（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条 職員（任用期間の定めのある職員を除く。以下この条，次条，第6条において同じ。）は，藤沢市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年藤沢市条例第13号）に基づく服務の宣誓を，人事異動通知書の交付を受けた後，藤沢市教育委員会教育長の面前で行うものとする。</p> <p>第3条 新任の職員は，人事異動通知書の交付を受けた日から5日以内に，身元保証書を藤沢市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>第4条～第29条（略）</p>